

令和3年

行方市農業委員会

第4回総会会議録

(令和3年4月26日)

令和3年4月26日 行方市農業委員会第4回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第23号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第24号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第26号	現況証明願について
議案第27号	令和3年度事業計画について
議案第28号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第29号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第17号	農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について
報告第18号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第19号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第20号	農業委員活動状況について
報告第21号	農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	19番 山野 貴司	

3 本日の欠席委員

18番 横山 司

4 議事内容

事務局 (開会宣言) 午後 3時00分
(会長挨拶)

事務局 定刻になりましたので、早速、始めさせていただきます。
まず初めに、お手元の資料でございますが、本日報告第21号が追加となっておりますので、初めに報告させていただきます。
続きまして、職員の紹介をさせていただきます。
まず初めに、森坂政行経済部長です。
経済部長 経済部長の森坂政行と申します。よろしくお願いいたします。

事務局	次に、寺坂晶 局長補佐です。
事務局長補佐	寺坂です。引き続きよろしく申し上げます。
事務局	藤野農業委員会係長の後任として、箕輪栄三郎 書記です。
事務局書記	箕輪です。よろしく申し上げます。
事務局	私、宮本農業委員会事務局長の後任となりました堀井健司です。どうぞよろしくお 願ひします。 経済部長につきましては、この後、別の公務がございますので、中座をさせていただきます。
経済部長	どうぞよろしく申し上げます。失礼します。
事務局	それでは、ただいまより、令和3年行方市農業委員会第4回総会を開会させていただきます。 総会議事日程第2、会長挨拶。清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	改めまして、こんにちは。 今日は、第4回総会ということで、農業委員の皆様、推進委員の皆様にお集まりい ただきまして、総会ということでございます。常日頃よりご協力いただいておりますこと、まず心より御礼を申し上げる次第であります。 今年、年度が変わりまして、新しく堀井局長に代わって初めての総会ということ です。ひとつよろしくをお願いいたします。活躍を期待しておりますので、よろしくお 願ひします。 また、箕輪書記には、これからもお世話になるわけなんですけれども、どうぞよろ しくお願いをします。
事務局書記	願ひします。
会長	農作業も忙しい、コロナウイルスもまた収まらないということで、まだ収束しない ということで、またしばらく気をつけて生活をしないといけないということが続く ということでございます。今年もどういふふうになっていくか不安なところがある んではありますが、我々が残された任期が5、6、7、8と4か月ちょっとになる わけなんですけれども、最後まで全力で務めを果たしていきたいとこのように思っ ておりますので、皆さん方には任期いっぱいご協力のほど、よろしく願いをいた しまして、総会前の挨拶とさせていただきます。ひとつ今日は、コロナ感染対策を 講じながら、スムーズに進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいた します。
事務局	ありがとうございました。
	(経過報告)
事務局	続きまして、日程第3、経過報告になります。皆さん方、4月行事経過報告のほう をご覧になっていただきたいと思います。 まず初めに、4月8日、第1回行方市農業委員選考委員会。こちらは北浦庁舎にお きまして、行方市農業委員の候補者の選考について協議をいたしました。出席者に つきましては、選考委員と事務局でございます。

4月13日、第1回役員会。こちら北浦庁舎におきまして、令和2年度事業計画について農地利用最適化推進委員選考委員会委員についてを協議いたしました。出席者につきましては、役員と事務局となっております。

同じく4月13日、農業委員会行方地域協議会総会。こちらは書面協議となっております。令和2年度事業報告、収支決算について、令和3年度事業計画案、収支予算案について。こちらにつきましては、清水会長、高塚代理、横山農地部会長、郡司農政部会長、事務局が出席をいたしました。

4月19日、行方市農業再生協議会監査を北浦庁舎で行いました。こちらにつきましては、清水会長のほうに監査をお願いいたしました。

4月26日、本日でございます。広報委員会を行いました。内容につきましては、農委だよりの発行について、広報委員と事務局で行いました。

同じく第4回総会が、本日でございます。

明日になりますが、4月27日、第2回行方市農業委員選考委員会。こちら北浦庁舎におきまして、行方市農業委員候補者の選考について協議する予定でございます。以上でございます。

(議長の選出)

事務局

日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(資格審査報告)

議長

ただいまの出席委員は17名、欠席委員は1名でございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議長

本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議なし。

議長

異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議長

会議録署名人を議長において、次のように指名いたします。
19番山野貴司委員 1番平塚実委員。

(書記の選出)

議長

総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議事日程報告)

議長

議事日程は別紙日程表のとおりでございます。

		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第23号)
議	長	議案第23号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。 事務局より説明願います。
事	務	局長
局		議案第23号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する)。
議	長	それでは、時間短縮のために事務局説明は割愛させていただいて、早速審議に入らせていただきます。1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番
		11番、椎名です。第1項の調査報告をします。 受人は行方市橋門在住76歳、農業の男性です。渡人は新潟県在住70歳の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権の移転です。権利を取得しようとする土地までは200mです。現在この土地は受人が耕作しております。権利取得後の経営面積は147,000㎡となります。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は農機具等もそろっており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項、3項は関連がございますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	2	番
		12番、吉田です。第2項、第3項と関連がございますので、続けて報告させていただきます。 申請人、2項受人、3項渡人は、行方市北高岡在住の84歳、2項渡人、3項受人のほうは86歳の男性でございます。申請理由ですが農地の交換による農業経営の安定を図る。区分ですが所有権の移転となります。平成元年頃より互いに田と畑を交換して耕作しており、実際に利用し、耕作している農地の所有権を移転したほうがよいのではないかという考えに至り、今回の申請となったそうです。互いに耕作しており、所有者の名義が変わるだけですので、何ら問題はないものと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、2項、3項は、原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の案件につきましては、議事参与の制限により関係委員は議事に参与することはできないとされております。よって、関係委員の退出を求め、その間、暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 3時 8分～午後 3時 8分
議	長	それでは、審議を再開いたします。4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4 番	14番、根崎です。第4項の調査報告をします。 譲受人は、市内芹沢在住61歳の専業農家の男性です。親子3人と従業員の男性、農業実習生2人、合わせて6人にて42,000㎡に主にゴボウを作付しています。譲渡人は同地区59歳、会社員の男性です。申請事由は規模拡大のため、譲渡人に申し快諾を得られ、今回の申請になったということです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。 ここで暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 3時 10分～午後 3時 10分
議	長	それでは、審議を再開いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。5項の調査報告をします。 譲受人は行方市麻生、農業の77歳の男性の方です。譲渡人は東京都小平市80歳、無職の80歳の男性の方です。申請理由は農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るため。区分は売買による所有権移転です。譲受人は田畑合わせて13,000㎡、水稻、イチゴを家族3人で耕作しています。年間日数も280日、家から500m、農機具はそろっており、何ら問題なく調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたしました。

議	長	次に、6項、7項は関連がございますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、古渡です。6項、7項は関連しているため、一括調査報告をいたします。 譲受人は行方市玉造甲に住む60歳の農業をやっている男性です。譲渡人は6項の女性の方は亡くなっていて、7項の女性は千葉県柏市に住む63歳の女性です。2人の関係は親子でございます。申請理由は記載のとおり農業経営の規模拡大で、区分は贈与により所有権移転です。受人は大規模農家で、田畑合わせて227,500㎡やっているそうです。距離も2、3kmで、10分ぐらいのところ。農機具もそろっており、何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	それでは、事務局のほうより補足で説明を。
事	務	すみません、補足説明ということで、今、6項の渡人の方が亡くなっているということだったんですけれども、今回のこの案件ですが、裁判申立事件（調停の申立事件）が確定して、単独申請という形で出ています。
議	長	はい、分かりました。調査の結果は、問題のないものということで、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項、7項は、原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。8項の調査報告をします。 譲受人は行方市麻生、農業兼パートの社員71歳の女性の方です。譲渡人は神奈川県川崎市会社員59歳の男性の方です。申請理由は農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るため。区分は売買による所有権移転です。譲受人は田畑合わせて5,950㎡、水稲、露地野菜を作っており、農作業日数130日、家から2km、10分と何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、高塚です。第9項について調査報告をいたします。 譲受人は小美玉市在住の農業の50代の男性、譲渡人も農業の80代の男性の方です。申請事由は無償贈与による農地を取得する、そして農業に精進すると申されてございます。数年前よりこの農地は譲受人が耕作しており、今回の案件になったそうであります。区分は贈与による所有権の移転であります。譲受人は現在52.72アールの農地で、水稲、露地野菜を作付しております。通作距離は15km、20分程度のところでございます。場所は、手賀、新宿谷の養徳寺より南東に500mぐらいのところであります。調査の結果、許可相当と思えます。皆様のご審議よろ

		しくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、通作にかかる時間が20分ほどで許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	14番、根崎です。第10項の調査報告をします。 譲受人は市内若海在住66歳、農業の男性です。水稲、野菜を6,367㎡を夫婦で作付しています。譲渡人は同地区72歳、農業の男性です。申請事由は、現在休耕地となっていますが、整備をし、水田として有効利用したいとのことでした。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項、12項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、原です。11項、12項は関連がございますので、一括してご報告させていただきます。 11項の受人は市内内宿に在住し、水稲、甘藷、馬鈴薯等を494アール耕作している75歳の方であります。渡人は市内内宿に在住する77歳の方です。申請理由は交換による所有権移転をし、農地の利便性を高めるというものであります。12項の受人は市内内宿に在住し、水稲、チンゲンサイを295アール経営している47歳の方であります。11項の渡人の子供でございます。渡人は11項の受人の方でございます。申請理由は11項と同じく農地の利便性を高めるため、交換により所有権の移転をしたいというものであります。11項、12項とも許可要件を満たしており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上でございます。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、11項、12項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、吉田です。13項の調査報告をいたします。 申請人は行方市南高岡在住の66歳の農業の男性です。渡人は西連寺在住の71歳の男性であります。申請事由ですが農業経営の規模拡大です。区分としましては売

		買による所有権の移転となります。2人の関係は、地主と小作の関係となります。今回、渡人のほうから要望があり、今回の申請となったところです。受人は現在息子、実習生3名と母1人の計6人で、ジャガイモ、サツマイモ、大根等10町歩ほど耕作しております。機械、器具等もそろっており、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、古渡です。14項の調査報告をいたします。 譲受人は行方市玉造甲に住む55歳の公務員兼農業をやっている男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む89歳の無職の男性です。2人の関係は親子でございます。申請事由は経営移譲で、区分は贈与による所有権移譲でございます。田畑合わせて計18,100㎡になります。何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、14項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、15項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、平塚です。第15項の調査報告をいたします。 譲受人は香取市在住50代、農業の男性です。譲受人は市内籠田在住70代農業の男性です。申請事由は議案書のとおり農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るためです。売買による所有権移譲です。当該申請地は行方市四鹿で、県道佐原鉾田水戸線より西へ300mほど入ったところの畑です。受人がこの畑の近所に住んでいる親戚に相談したところ、同級生である渡人を紹介して、話が決まったようです。面積は1,289㎡、取得後の経営面積は約25,600㎡です。通作距離は約20km、車で30分程度と多少離れてはおりますが、本人の意思も確認いたしました。必要書類も添付されており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、通作距離は20kmということであるが、許可が相当だということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、15項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、16項の調査委員より調査の報告を求めます。
		議事参与の規定により、関係委員の暫時退出を求めます。

(休憩) 午後 3時28分～午後 3時29分

- 議 7 長 それでは、審議を再開いたします。
番 7番、風間です。16項の調査報告をします。
譲受人は市内若海在住34歳、農業の男性です。夫婦で83,869㎡を耕作し、主に水稲、その他トマト、トウモロコシなどを営農しております。農業従事日数は300日、通作距離は0.5kmから2km、約5分から10分です。譲渡人は、県農林振興公社であります。申請事由は農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権の移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、16項は原案のとおり可決いたします。
暫時休憩といたします。
ここで退出した関係委員の入室を求めます。

(休憩) 午後 3時30分～午後 3時31分

- 議 長 審議を再開します。
- 議 1 5 長 次に、17項の調査委員より調査の報告を求めます。
番 15番、方波見です。17項について調査報告をいたします。
受人は繁昌在住の男性65歳、農兼業の方です。渡人は神栖市在住の女性73歳の方です。土地は繁昌地内の畑1,532㎡、申請事由は地続きの畑ですので、売買により所有権移転となります。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、17項は原案のとおり可決いたします。
- 議 1 1 長 次に、18項の調査委員より調査の報告を求めます。
番 11番、椎名です。第18項の調査報告をします。
受人は潮来市の株式会社代表取締役の男性です。渡人は行方市井貝在住75歳、農業の男性です。申請事由は新たに農業経営を開始するためです。区分は使用貸借権の設定です。契約期間は10年になります。また、作付予定作物はサツマイモになります。事務所より権利を設定しようとする土地までは1.2km、20分です。またトラクター2台、そしてそれに伴う作業機、倉庫1棟100㎡を確保済みというこ

とです。所有していない農機具は随時賃借をし、農業用施設は許可後、融資実行後に新設する予定だそうです。作業員は5名で、サツマイモ作りに当たるそうです。調査の結果、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、通作時間は20分ほどで許可が相当という調査報告でございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、18項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、19項の調査員より調査の報告を求めます。

8 番 8番、根本です。第19項について調査報告いたします。譲受人は市内行戸在住33歳の農業の男性、譲渡人は同じく市内行戸在住65歳の会社員の男性です。2人は同敷地内に住む親子であります。土地は行戸地内並びに西連寺地内の畑、全3筆7,961㎡。申請事由は新規就農のため、区分は贈与による所有権移転となります。譲受人は昨年コロナにより勤めていた会社の仕事を辞め、市内の農家で研修をしておりましたが、今年から独立するため父親名義の畑を譲り受け、経営を始めたいということであります。調査の結果、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、19項は原案のとおり可決いたします。

(議案第24号)

議 長 議案第24号に入ります。農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する)。

議 長 それでは、早速審議に入ります。

2 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

2 番、横瀬です。1項について調査報告をします。申請人は同市山田に住む教員58歳の男性です。場所はノースショアゴルフ場の南側です。20年以上耕作していない畑で、太陽光発電事業を行いたいというものです。今後も畑農地として利用することはないということでした。また、周辺も太陽光発電事業を行っているところになります。必要な書類等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

議	長	調査の結果は必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第25号)
議	長	議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する)。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
		1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、平塚です。第1項の調査報告をいたします。この調査には横山委員のご協力をいただきました。
		申請事由は議案書のとおり、砂利採取搬出入路としての一時転用で違反転用の是正です。区分は使用貸借権です。受人は市内天掛在住、土砂採取業経営60歳代の男性です。渡人は銚田市在住の方です。場所はJAなめがたしおさい麻生営農センターの西、4~500mに位置します。始末書によりますと、当該土地は平成30年4月頃から許可を得ず無断で搬出入路として使用していたそうです。本人も反省しており、必要書類も添付されているため、現場の状況から判断して許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、始末書等必要書類もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、内藤です。第2項の調査報告をいたします。この案件につきましては、根崎、風間両委員さんの協力のもと、調査をしてまいりました。
		譲受人の方は、市内浜に在住する法人代表取締役の男性です。譲渡人の方は市内玉造甲に在住する70歳無職の男性です。申請事由につきましては、議案書のとおり特定建築物条件つき売買予定地として、区分については売買での所有権移転です。譲受人は、申請地を自己用住宅の分譲地として販売し、売るため、住宅の2棟建設計画になっております。現場は国道354号玉造小学校入り口の信号から小学校側に入ってすぐのところでございます。現場は近隣が工場なり住宅地となっており、譲渡人も今後農業の規模を縮小したいことから休耕地となっておりました。必要書類としては事業計画書、また土地の利用誓約書等も調っております。調査の結果、

許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 審議をする前に、事務局、特定建築条件つき売買予定というのは何だっけ、売建て、建売りじゃなくて売建ての契約のちょっと説明。皆さん、ご存じかもしれませんが、こういうものもあるんですね。建物を建てるというのが決まって、転用じゃなくて、先々期間はあるんですけども、建物を建てなかった場合には、この申請人が自分で何としても自分の家を建てて、利用するようにするという約束の下に分譲許可するんですね。だから、宅地造成のみの申請は受け付けませんというやつの特例なんですね、これ。俺、変なこと言った、間違っていない。

事務局 そのとおりです、はい。

議 長 ということで、それでよろしいですね。

事務局 説明資料の下に※でちょっとつけさせていただきました。

議 長 そうですか。

事務局 ええ。2年前にそういう更地での分譲というか、そういうニーズが今増えてきているということで、建売りだとどうしても自分の好きなように建てられないというのがあるということから、そこに住む人が好きなように注文住宅みたいな形で建てられるということでこういう制度ができたみたいですよ。

議 長 今回2区画ということなので、実際、販売できなかったときには、その事業者が自ら建てないといけないということになるんですけども、その期間も常識的な範囲で設定するということがありまして、今回2年で販売できなかったら、自ら建築するということになっております。その周辺も、結構住宅が建っているところですので、間違いなく販売できるんじゃないかなとは思っております。

議 長 ありがとうございます。という流れで、建売りじゃなくて売建てというんだよね、売建て、売建て住宅というようなことで、必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

（議案第26号）

議 長 議案第26号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第26号 現況証明願について説明する（別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する）。

議 長 それでは、1項ごとに審査をします。

1 1 議 長 1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 1 番 11番、椎名です。第1項の調査報告をします。調査には中城委員さんのご協力をいただきました。

申請人は行方市南在住の女性です。願出要旨は地目変更登記のための非農地証明、

		平成元年頃から宅地として利用しているそうです。調査の結果、何の問題もなく非農地証明を交付してもよいと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、原です。2項の調査報告をいたします。この案件につきましては、清水会長と調査してまいりました。 申請人は市内小貫在住の農業の男性の方であります。地目変更登記のための非農地証明願であります。現況は45年前から宅地として今利用しておるところでございます。場所は玉高より東に300mぐらいのところ。農地の利便性も困難であり、非農地証明を交付相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上であります。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3項の調査委員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、横瀬です。3項について調査報告をします。この調査は原委員、事務局と調査してまいりました。 申請人は同市山田に住む農業の男性です。願出要旨は20年前より非農地証明の交付の願いです。願出要旨は20年前より屋敷として使用していたというものです。現状から農地再生は不可能と見られ、交付相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、農地に復元するのは困難で、非農地証明書を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第27号)
議	長	議案第27号 令和3年度事業計画についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局長
局		議案第27号 令和3年度事業計画について説明する。 別紙、資料ナンバー1のほうをご覧いただきたいと思えます。令和3年度農業委員会事業計画書(案)になっているものです。

ページのほうを開いていただきまして、全体の方針自体は、昨年度と同じような内容になっております。1から4まで大きな項目について重複している部分もありますので、4番の農業委員・農地利用最適化推進委員1人1人が目標を持って活動しようのところで一括して説明させていただきたいと思います。

7ページのほうをご覧いただきたいと思います。

1点目が、担い手育成を進めようと、こちらは昨年と同じように認定農業者の育成サポートをする内容となっております。2点目が、農用地利用集積を進めよう。

3点目が、遊休農地解消を進めようです。ご存じのとおり、農業委員会の重点業務は農地利用の最適化の推進です。昨年度まで3年かけて実施してまいりました全筆調査が終了し、今後、この情報を基に担い手への農地の集積を進めていかなければなりません。現在、コロナ感染の影響もあり地域での集会を開けない状況になっておりますが、今後、タブレット端末を導入しまして、個別訪問や遊休農地のパトロール等の現場活動によりマッチング、遊休農地の解消を進めていければと思います。目標につきましては、改選後、9月に改選ということもありまして、また新しい指針なども定めていかなきゃいけないと思いますが、それまでは昨年度と同じ1人50アールということで目標のほうを設定させていただきました。

次に4番の農業者年金を進めようということです。おかげさまで、昨年度、一昨年度と加入促進活動を積極的に行ったこともありまして、それぞれ7人ずつ、合計14名の加入者がありまして、目標を達成することができました。税制メリットや若年層には補助制度もございますので、そういったメリットを享受できる方、大規模に行っている方や若年農業者中心に引き続き促進活動を行っていければと思います。

5点目が全国農業新聞を進めようです。1人1部以上の購読者の確保をお願いできればと思います。

最後に、※にあります活動記録簿の提出をお願いしたいと思います。本日も配付しました農地利用最適化交付金を活用した報酬で、その原資となっておりますその支払いの根拠となっておりますので、1月に1回、その農地利用最適化に関する活動のほうをお願いできればと思っております。

続きまして、8ページのVの令和3年度行方市農業委員会事業予定表のほうをご覧いただきたいと思います。主だったところだけちょっと説明させていただきます。

6月に農地部会、農政部会を開催、総会のときに合わせて開催させていただきたいと思います。

そして、その次の9ページのほうをご覧いただきたいと思います。昨年と同様に農地の利用状況調査ということで7月、一応下旬のほうに入れさせていただきましたが利用状況調査、農地パトロールを農業委員・推進委員の皆さんで、今年もコロナということがありますので、ちょっと班編成を多めに密にならないような形でできればと思っております。

それで9月に入りまして、9月1日で今の皆さんの任期が終了しまして、9月2日から新しい体制になります。9月2日に新委員さんの任命式と総会を予定して、その後、研修会のほうを開催したいと思います。その後、27日には、推進委員さん

も来ていただいて総会、その後、合同で研修会のほうを開催できればと思っております。

10月に入りまして農政部会、11月には行方市地域協議会による全体視察研修会を開催する予定です。昨年度はコロナの影響もあって別々に開催しましたが、去年、今年と事務局のほうは行方市がやっていますので、いずれにしても行方市のほうで開催するということとなります。

それから、次のページに移っていただきまして、1月に農地・農政部会のほうをそれぞれ開催します。また、下旬に集まっていたいただきましたら、認定農業者と農業後継者と女性団体との意見交換会、今年はできなかつたんですが、それを予定させていただきました。事業予定のほうは以上です。

11ページ以降につきましては、付表ということで行方市の農業の状況が記載されております。農業センサスが今年出る予定となりますが、今のところ出ていなかったもので、5年前の数値が入っております。ご覧いただきたいと思っております。

それから12ページ、13ページは、農業委員会の組織ということで、農業委員会の役員、事務局、それから報酬などが記載されております。こちらをご確認いただければと思っております。

それから14ページが予算ということで、行方市の全体の予算と2番目に農業委員会に關係の予算ということになっております。行方市農業委員会のほうの予算のほうで、先ほども少しタブレット端末のことでお話ししましたが、農業委員会の事務局のほうでタブレット端末のためのインターネット通信費ということで組ませてもらっていただきまして、こちらにつきましては今の予定では、9月の改選後に新しい体制になったときにすぐに配付できるような形でできればというふうに考えております。それから15ページのほう、令和2年度農地関係事務処理状況ということで、昨年1年度の事務処理の件数、それから過去の30年度、令和元年度とありますので、ご確認くださいと思っております。

それから16ページへ行きまして、こちらは非農地・耕作放棄地の状況になっております。下のほうは非農地の状況ということで、昨年度、非農地にしている農地の合計となっております。

そして次のページ、17ページご覧いただきまして、6番の令和2年度の農地集積実績ということで、ご確認くださいと思っておりますが、こちらにつきましては昨年度、次期作交付金というのがありまして、それにより一時的に集積が進んだということもありまして、その前の年に比べると50%以上実績のほうが増えております。それから、7番が全国農業新聞の購読者の実績ということで、ご確認くださいと思っております。

それから次のページ、18ページに行きまして、農業者年金実績ということで、昨年度の農業者年金關係の処理件数が入っております。先ほども言いましたが、通常加入の申込が元年度、2年度と7名ずつ入ってきております。皆さんにご協力いただきまして本当にありがとうございました。

それから19ページと20ページ、こちらにつきましてはこの4月に全戸配布したチラシの内容となっております。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございましたが、行方市農業委員会の1年間の事業計画につきましては、昨日と13日に役員会を開催いたしまして、慎重なる審議をした経緯がございます。委員各位のご了解をいただいて、事業実施をしてまいりたいとこのように考えております。それでは審議をお願いいたします。よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、令和3年度事業計画を決定いたします。

(議案第28号)

議 長 議案第28号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定の件についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第28号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する。

別紙、資料ナンバー2をご覧くださいと思います。

茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

2枚目の農地中間管理事業総括表でご説明いたします。今回は新規のみの設定で田が7点19筆、3万9,187㎡となります。

次のページ、農用地利用計画一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 それでは審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定いたします。

(議案第29号)

議 長 議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。

別紙資料ナンバー3をご覧くださいと思います。

令和3年4月9日付で、行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が22筆、4万3,550㎡となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。

なお、議案第28号の農用地利用集積計画の交付と本配分計画案の決定は同時執行といたします。これにより農地中間管理権を受けた農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定め、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議 長 それでは審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

(報告第17号～報告第21号)

議 長 報告第17号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について、報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第20号 農業委員会活動状況について、報告第21号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。

事 務 局 報告第17号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。
報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。
報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。

事 務 局 報告第20号 農業委員会活動状況について説明する(別紙議案書のとおり)。
報告第21号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは報告案件につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 4時 7分

議 長 本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これで第4回総会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。ご協力ありがとうございました。

この会議録が正当であることを証するため署名押印する。

令和3年4月26日

総会議長

19番

1番